

米子市建設工事に係る工事成績評定に対する説明請求要領

(目的)

第1条 この要領は、市の発注する建設工事について、米子市建設工事成績評定要綱（以下「評定要綱」という。）第7条に基づき評定の通知を受けた請負者が、その内容について説明を求める際の手続きを定め、もって、工事検査の透明性及び公正性の確保に資することを目的とする。

(対象工事)

第2条 この要領による説明請求の対象は、評定要綱第3条の規定により評定の対象となる工事とする。

(請求手続)

第3条 評定要綱第7条の規定による評定の通知を受けた請負者は、評定に疑問がある場合は、通知の受取日の翌日から起算して21日（米子市の休日を定める条例（平成17年条例第4号）第2条第1項に規定する市の休日を含む。）以内に、工事成績評定説明請求書（様式-1。以下「説明請求書」という。）を契約検査課に提出することにより市長に説明を求めることができる。

(説明請求に対する回答)

第4条 前条の規定により説明請求書の提出があったときは、請負者と評定内容について相互に確認を行った上で、市長は工事成績評定回答書（様式-2）により説明請求を行った請負者に回答を行うものとする。

(評定の修正)

第5条 前条の確認の結果、市長が評定を修正する必要があると認めたときは、改めて評定を決定し、項目別評定内訳書（修正）（様式-3）により請負者に通知するものとする。

付 則

この要領は、令和4年5月16日から施行し、同日以後に行われる完成検査に基づく評定から適用する。